令和元年12月3日 土木部河川公園課

江東区立公衆便所条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

小名木川防災公園内に公衆便所を新設するため。

2 改正の概要

公衆便所に小名木川防災公園内公衆便所を追加する。

3 改正内容

新旧対照表のとおり

4 施行期日

令和2年2月10日

江東区立公衆便所条例 新旧対照表

現行				改正案		
本則 (略) 別表(第2条関係)				本則 (略) 別表 (第2条関係)		
	名称	位置		名称	位置	
	(略)			(略)		
	同 北砂五丁目公衆便所	同 北砂五丁目 20番13号		同 北砂五丁目公衆便所	同 北砂五丁目 20番13号	
				同 小名木 川防災公園内 公衆便所	同 北砂五丁目 21番5号	
	(略)			(略)		
		施	附 則 この条例は、令和2年2月10日から 施行する。			

名 称 : <u>小名木川防災公園内公衆便所</u>

所在地 : 江東区北砂五丁目21番5号

面 積 : 8.11㎡

構 造 : RC造

案内図



平面図

 $20 \, \mathrm{m}$

S

男子トイレ

آه آما

小:1 大:洋式1

多目的トイレ

3.825m